



# 国土交通省 函館地方海難審判所

《目的》海難（船舶の事故）発生の防止に寄与することを目的として、海難の発生について責任のある船舶免許所有者に、免許取消・業務停止・戒告の懲戒処分を行っています。

《組織》海難審判所は東京に、地方海難審判所は函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇に置かれています。函館地方海難審判所は北海道全域と津軽海峡を管轄し、毎年50件以上の海難調査を行い、その約半数が海難審判相当とされ、海難審判が開かれます。

## 「海難審判」とは

海域及び水域（川や湖など）で発生した海難について、船舶に関する専門的な知識や経験を有する者が、裁判のような形式（対審形式）により、船舶免許所有者の責任をはっきりとさせ、懲戒処分を行う制度です。



船舶での海難調査

《業務内容》事務官として採用され、調査業務（理事官の調査業務のサポート等）、書記業務（海難審判の準備、審判廷に列席等）、管理業務（総務、人事、給与等の業務）を行います。

《採用区分》国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

《勤務地》東京（千代田区）、函館市、仙台市、横浜市、神戸市、広島市、北九州市、長崎市、那覇市となります。



審判廷（函館地方海難審判所）

《異動》全国9か所の海難審判所及び運輸安全委員会等に異動することがあります。

## 職場の先輩からメッセージ

私は書記に関する事務を行っています。海難事故の関係者に審判期日を通知し、審判当日は審判廷に列席し、審判が閉廷後、審判調書を作成しています。すべて海難審判法等の法令に基づいて手続きが決められていますが、時には迷う場面もあり、そのようなときは上司や先輩方がすぐに助けてくれます。正確な仕事が求められるため日々の勉強は欠かせませんが、困ったときには気軽に相談できる職場環境なので、毎日不安なく業務に取り組んでいます。

専門的な知識は必要ありませんので、海難審判行政に興味のある方はぜひ函館地方海難審判所にお越し下さい。お待ちしております。

**連絡先** 函館地方海難審判所 書記官室  
住所 〒040-0061 函館市海岸町24番4号  
（函館港中央ふ頭 函館港湾合同庁舎5階）  
電話 0138-43-4352  
海難審判所 HP アドレス <https://www.mlit.go.jp/jmat/>

